

## 給水申請に係る配水管布設要綱の取扱要領

(この要領の趣旨)

第1条 この要領は、給水申請に係る配水管布設要綱（以下「要綱」という。）第7条に基づき、要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(その他対象工事)

第2条 要綱第3条第1項第4号に規定する管理者が特に布設する必要があると認めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 給水申請に伴い、給水管の輻輳及び出水不良が懸念され維持管理上問題があるものの。

(2) 給水装置が他人の宅地を通過している為に生じた紛争で、配水管を布設することによりこれを解消できるもの。

(3) 給水申請に伴い、道路に布設された個人所有管の分岐承諾が得られないことにより、維持管理上問題が生ずるもの。

2 前項各号に掲げる工事の適用を申請する者は、事前に申請書の提出をして適用の可否について審査を受けなければならない。

(その他対象工事の限度)

第3条 前条第1項第1号に該当し管理者が配水管を布設する場合の施工範囲は、維持管理上問題が懸念される範囲の既設管路の延長と、要綱第4条第2項又は同条第3項の規定により管理者が布設することができる配水管の延長を合算したものとする。ただし100メートルを上限とする。

2 前条第1項第2号に該当し管理者が配水管を布設する場合の施工範囲は、要綱第4条第3項の規定により管理者が布設することができる配水管の延長までとする。

3 前条第1項第3号に該当し管理者が配水管を布設する場合の施工範囲は、維持管理上問題が懸念される範囲の既設管路の延長と、要綱第4条第2項又は同条第3項の規定に

より管理者が布設することができる配水管の延長を合算したものとする。ただし100メートルを上限とする。

(施工時期)

第4条 要綱第3条にかかわらず、その設計工事費が予算の範囲内であっても、布設延長が著しく長い、あるいは特殊な工法を用いる等予算への影響が大きい工事については、原則として予算措置をした上で次年度に実施することとする。

(適用除外)

第5条 管理者は、要綱第3条の規定にかかわらず、国及び地方公共団体の機関あるいはその事務所、その他管理者が官公署と同様と認めたものについては、適用を除外する。

(消火栓の設置費用)

第6条 要綱に基づく配水管布設工事において、水道局と協議の上消火栓を設置することが必要となる場合は、その設置費用は申請者負担とする。

(その他)

第7条 その他、要綱及びこの要領に定めのない事項が生じた場合は、給水装置工事施行指針に基づきその都度決定する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に旧要領に基づき協議中のものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に旧要領に基づき協議中のものについては、なお従前の例による。